

避難所一覧（風水害、地震・津波災害）

資料1 - 1

		風水害					地震・津波					
		第1避難所 (風水害)	大規模災害 拠点避難所	第2避難所 (風水害)	大規模災害 拠点避難所	福祉 避難所	第1避難所 (地震・津 波災害)	大規模災害 拠点避難所	第2避難所 (地震・津 波災害)	危険性の該当		福祉 避難所
										津波浸水 想定区域内	耐震基準	
内海	内海保育所			●								
内海	内海小学校			●				●			不適合	
内海	南知多中学校			●	●			●				
内海	県立内海高等学校			●				●				
内海	旧町公民館内海分館 (旧内海サービスセンター)			●				●	浸水区域内		不適合	
内海	町民会館			●				●			不適合	
内海	内海防災センター	●										
内海	大地の丘						●					●
山海	旧山海ふれあい会館			●				●	浸水区域内			
山海	山海公民館			●				●	浸水区域内		不適合	
豊浜	豊浜小学校			●				●	浸水区域内			
豊浜	旧豊浜中学校			●				●				
豊浜	県水産試験場漁業生産研究 所			●				●	浸水区域内			
豊浜	旧町公民館			●				●			不適合	
豊浜	かるも保育所			●				●				
豊浜	町総合体育館	●	●					●				
豊浜	南知多町役場			●								
豊浜	豊浜防災センター			●								
豊丘	子育て支援センター・どん ぐり園			●				●			不適合	

		風水害					地震・津波					
		第1避難所 (風水害)	大規模災害 拠点避難所	第2避難所 (風水害)	大規模災害 拠点避難所	福祉 避難所	第1避難所 (地震・津 波災害)	大規模災害 拠点避難所	第2避難所 (地震・津 波災害)	危険性の該当		福祉 避難所
										津波浸水 想定区域内	耐震基準	
豊丘	あい寿の丘					●						●
豊丘	すいせんひろば					●						●
大井	旧大井小学校			●				●		浸水区域内		
大井	大井保育所			●		●						
大井	大井公民館 (師崎サービスセンター)	●						●		浸水区域内		
片名	旧師崎中学校			●				●		浸水区域内		
師崎	みさき小学校			●				●		浸水区域内		
師崎	師崎公民館	●						●		浸水区域内		
師崎	南知多町師崎避難所			●	●	●	●					
篠島	篠島小学校			●		●						
篠島	篠島中学校			●	●	●	●					
篠島	篠島開発総合センター (篠島サービスセンター)	●						●		浸水区域内		
篠島	篠島防災センター			●								
日間賀島	日間賀保育所			●		●						
日間賀島	日間賀小学校			●	●	●	●					
日間賀島	日間賀島公民館 (日間賀島サービスセンター)	●				●						

※区民館等避難所の例

- ・内海地区：西端区公民館、岩屋公民館、観光案内所
- ・豊浜地区：東部区民館、若子会館、旧中洲保育所、旧豊浜漁協中洲支所
- ・師崎地区：片名区老人憩いの家
- ・篠島地区：篠島漁協
- ・日間賀島地区：旧日間賀中学校

避難場所一覧（地震・津波災害）

資料 1 - 2

地区	名称	地震・津波	
		地震火災時避難広場	津波一時避難場所
内海	内海小学校 グランド	○	
内海	南知多中学校 グランド	○	
内海	内海保育所 園庭	○	
内海	町民会館 グランド	○	○
内海	城下公園	○	
内海	岡部公園	○	
内海	神明社		○
内海	県（道路上）		○
内海	林之峯（道路上）		○
内海	持宝院		○
内海	林之峯墓地		○
内海	内福寺集会場		○
内海	久須神社		○
内海	大宝寺		○
内海	南平井（道路上）		○
内海	丸田（道路上）		○
内海	清水ノ上（道路上）		○
内海	八幡社		○
内海	高宮神社		○
内海	西端区公民館		○
内海	熊野神社		○
山海	旧山海ふれあい会館 グランド	○	
山海	河廻間（畑）		○
山海	高座（道路上）		○
山海	町道内海山海線（道路上）		○
山海	蛸城（道路上）		○
山海	岩屋公民館		○
山海	鈴木（道路上）		○
山海	向山（町有地）		○
山海	海見ヶ丘（道路上）		○
豊浜	豊浜小学校 グランド	○	
豊浜	旧豊浜中学校 グランド	○	
豊浜	中町公園	○	
豊浜	総合体育館 駐車場	○	○
豊浜	旧中洲保育所 園庭	○	
豊浜	富士ヶ峰神社		○
豊浜	大久郷（道路上）		○
豊浜	白菊稲荷		○
豊浜	七福西側空地		○
豊浜	ロッキー奥の畑		○
豊浜	貝がら公園		○

地区	名称	地震・津波	
		地震火災時避難広場	津波一時避難場所
豊浜	須男神社		○
豊浜	極楽寺		○
豊浜	土御前神社		○
豊浜	かるも保育所		○
豊浜	山之神(畑)		○
豊浜	泊(道路上)		○
豊浜	大城(道路上)		○
豊浜	陣之山(道路上)		○
豊丘	子育て支援センター・どんぐり園駐車場	○	○
豊丘	学校給食センター(ミナミール)駐車場	○	○
豊丘	運動公園	○	
豊丘	秋葉社前		○
豊丘	南知多病院職員駐車場(山の上)		○
大井	旧大井小学校 グランド	○	
大井	西園公園	○	
大井	大井保育所園庭		○
大井	旧大井小学校裏分別収集会場		○
大井	みなと公園		○
片名	旧師崎中学校 グランド	○	
片名	新師崎公園	○	
片名	モンテジェルソ公園		○
片名	向畑(道路上)		○
片名	新仲根(畑)		○
片名	黒地(道路上)		○
師崎	みさき小学校 グランド	○	
師崎	神戸浦公園	○	○
師崎	南知多町師崎避難所 駐車場他(屋内駐車場の屋上含む)	○	○
師崎	林崎公園	○	
師崎	山ノ神避難場所	○	
師崎	黒地上(乙坂)		○
師崎	遍照寺上(道路上)		○
師崎	遍照寺東(寺脇・浅間山地内)		○
師崎	宗真寺		○
師崎	山ノ神避難場所		○
篠島	篠島防災センター敷地	○	○
篠島	篠島中学校 グランド	○	
篠島	西方寺		○
篠島	篠島配水池前(道路上)		○
篠島	高峰荘下ロータリー		○
日間賀島	日間賀小学校 グランド	○	
日間賀島	旧日間賀中学校 グランド	○	○
日間賀島	日間賀保育所 園庭	○	○
日間賀島	中道上・中道下・高野谷(道路上)		○

配備品一覧(1/5)

	品名	数	保管場所	メモ
設備・資機材	発電機			
	電源用コードリール			
	投光器などの照明設備			
	テント			
	マット			
	防水シート、ブルーシート			
	災害用トイレ(仮設トイレ)			
	蛇口のあるタンク(手洗い用)			
	小型ポンプ			
	台車			
要配慮者対策	簡易ベッド			
	担架			
	車いす			
	災害用トイレ(簡易トイレ)			
	間仕切り用パーティションなど			
	毛布			
	タオル			

配備品一覧 (2/5)

	品名	数	保管場所	メモ
食料・水	飲料水(ml)			
	アルファ化米			
	粉ミルク			
	高齢者用のやわらかい食品			
	アレルギー対応の食品			
	粉ミルク(アレルギー対応)			
	ミルク調整用の水			
食器類、調理器具など	哺乳瓶			
	食器・箸 (使い捨てのもの)			
	ごみ袋			
	なべ			
	やかん			
	湯沸し用ポット			
	ガスコンロとガスなど湯沸し器			
	洗剤			
	スポンジ			

配備品一覧 (3/5)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生用品	救急箱			
	ふた付きごみ箱			
	ごみ袋			
	ビニル袋			
	トイレトペーパー			
	ウェットティッシュ			
	ティッシュペーパー			
	手指消毒用アルコール			
	バケツ			
	ひしゃくなど水をくむ道具			
	トイレ用スリッパ			
	おむつ (乳幼児用)			
	おむつ (大人用)			
	生理用品			
	ストーマ装具			
	おしりふき (乳児用)			
	消毒液			
	洗剤			
	物干し用の道具			
	せっけん			
	歯磨き用品 (歯ブラシなど)			

配備品一覧(4/5)

	品名	数	保管場所	メモ
衣類	衣類（男性用）			
	衣類（女性用）			
	衣類（子ども用）			
	下着類（男性用）			
	下着類（女性用）			
	下着類（子ども用）			
	妊婦用下着（腹帯など）			
ペット関係	ペットフード (犬用、猫用などで長期保存できるもの)			
	ペット用シーツ			
	ペット用ケージ			

配備品一覧 (5/5)

	品名	数	保管場所	メモ
事務用	机			
	いす			
	拡声器			
	懐中電灯			
	乾電池(各種)			
	ローソクなどの固形燃料			
	ライターなど火を起こす道具			
	延長コード			
	パソコン			
	プリンター			
	コピー機			
	紙類(用紙、模造紙など)			
	筆記用具			
	テープ類(ガムテープ、セロハンテープなど)			
	はさみ、カッター			
	ステープラー、クリップなど綴じ具			
	ファイル類(書類保管用)			
	避難所運営マニュアル 一式			

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次 外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、 第2次 余震による危険性の調査へ移行する。	施設名称：
	記入者：（所属）：_____ 氏名：_____
	連絡先： _____

鉄骨造（S造）

資料3-1

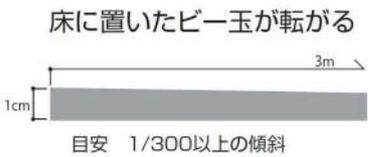
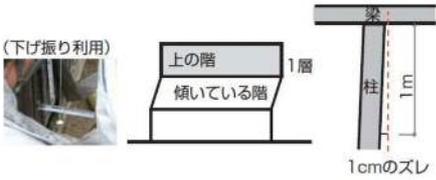
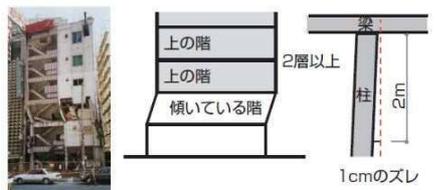
外部調査

内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

調査項目		被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。			危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 窓枠が変形、又は損傷している。			危険なため建物の使用不可
	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を数カ所ずつ調査する。	<p>床に置いたビー玉が転がる</p>  <p>目安 1/300以上の傾斜</p>		危険なため建物の使用不可
	⑤ 傾いている階があり、その階が最上階、又は上階が1層のみの場合、その階の柱の傾きが1/100以上ある。 (下げ振り等を利用し確認)	 <p>(下げ振り利用)</p> <p>1層</p> <p>傾いている階</p> <p>1cmのスレ</p>		危険なため建物の使用不可
⑤ 傾いている階があり、その階の上階が2層以上の場合、その階の柱の傾きが1/200以上ある。 (下げ振り等を利用し確認)	 <p>2層以上</p> <p>傾いている階</p> <p>1cmのスレ</p>		危険なため建物の使用不可	

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（3）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称： _____

記入者：（所属） _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄骨造（S造）

資料3-1

- 外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(3) 落下物の点検

	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
屋根	① 屋根材がずれている。 又は、破損していて落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③ 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	⑤ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑥ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑦ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間（余裕）や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可

<p>※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。</p>	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先： _____

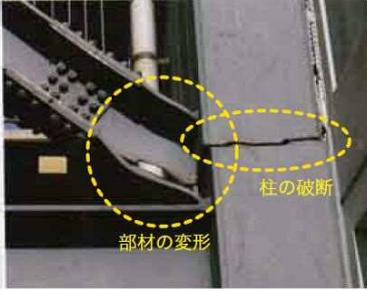
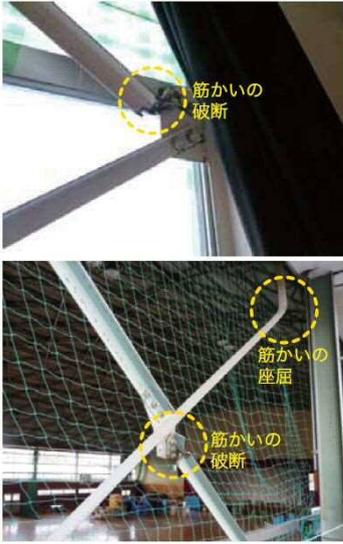
鉄骨造（S造）

資料3-1

〈構造躯体が調査可能な場合、以下の調査項目を確認〉

【災害時調査シート】	《第___回目チェック》	作成日時：___年___月___日___時___分
第2次		余震による危険性の調査

(4) 被害最大階の構造躯体調査

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等
被害最大階（階）	① 柱や柱を固定する構造上の重要な部材が変形、又は破断している。		危険なため 建物の使用不可
	② 柱と柱の間の筋かい※が被害最大階全体の20%以上切れている。 破断本数 ㉑ _____本 全体筋かい数 ㉒ _____本 破断率 ㉑×㉒×100 _____% ※柱と柱の間に斜めに入れて建築物や足場の構造を補強する部材		危険なため 建物の使用不可
	③ 柱と梁の接合部やボルト、部材等が破壊されている。		危険なため 建物の使用不可
	④ 柱の根元が著しく破壊※されている。 ※柱の固定の力が期待できない程度に著しく破壊されている。		危険なため 建物の使用不可

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」は、建物の使用可能。 1つでも○がある場合は建物の使用不可。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

資料3-2

〈低層・ラーメン構造※〉 ※柱と梁が一体化した構造のこと。

外部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等	
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）：_____ 氏名：_____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・ラーメン構造〉

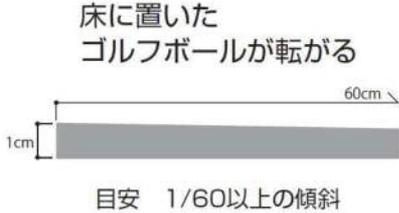
資料3-2

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等	
接 建 築 物 ・ 周 辺 地 盤 の 破 壊 に よ る 危	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構 造 軀 体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	<p>床上に置いた ゴルフボールが転がる</p>  <p>目安 1/60以上の傾斜</p>		危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次(3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称： _____

記入者： (所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・ラーメン構造〉

資料3-2

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
各階の柱・梁の損傷	① 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている構造柱・構造梁が1本以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	② 大きなひび割れ（裂け目が2mm以上又は、深いひび割れ等）が多数あり表面のコンクリートもはがれ落ちているが、鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱・構造梁が、全体の10%以上ある。 損傷個所本数 ① _____本 全体柱本数 ② _____本 損傷率 ①×②×100 _____% ・ 損傷率が10%以上ある。	 2mm以上の深いひび割れ 鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（4）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・ラーメン構造〉

資料3-2

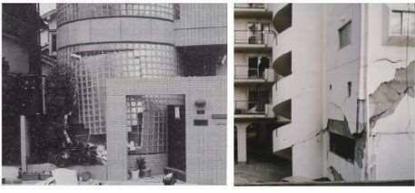
外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(4) 落下物の調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間（余裕）や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

資料3-3

〈中高層・ラーメン構造※〉 ※柱と梁が一体化した構造のこと。

外部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）：_____ 氏名：_____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・ラーメン構造〉

資料3-3

外部調査

内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等	
接 建 築 物 ・ 周 辺 地 盤 の 破 壊 に よ る 危	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構 造 軀 体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	<p>床上に置いた ゴルフボールが転がる</p>  <p>目安 1/60以上の傾斜</p>		危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次(3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・ラーメン構造〉

資料3-3

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】	《第___回目チェック》	作成日時：___年___月___日___時___分
第2次	余震による危険性の調査	

(3) 各階の損傷度調査

各階の損傷度	<p>⑤ 各階の柱・壁のひび割れ及び損傷個所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について</p> <p>⑥ 以降の調査に移行する。</p> <p>※損傷個所 目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等、ひびが入っている柱1本（壁1面）は、1箇所として考える。 損傷個所が多い場合は、概数（例：約100箇所）で記載しても良い。</p> <p>※次ページの「(3) 各階の損傷度調査（担当階）」（下記図）を使って各階で調査した結果を、右欄に記入します。</p>	<p>_____階（ ）箇所</p>
		

<p>※集計後、管理者が損傷個所の最も多い階（被害最大階）へ行き、第2次（4）⑥以降の調査を行う。 （損傷個所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること。）</p>	<p>施設名称： _____</p> <hr/> <p>記入者：（所属） _____ 氏名： _____</p> <hr/> <p>連絡先： _____</p>
---	--

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・ラーメン構造〉

資料3-3

外部調査

内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(3) 各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷個所を数えます。

なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。

また、調査結果は「(3) 各階の損傷度調査」に記入します。

※損傷個所

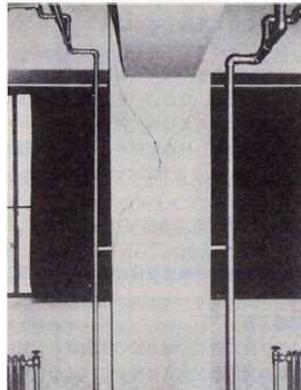
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等

ひびが入っている柱1本（壁1面）＝1箇所として数える。

損傷個所が多い場合は、概数（例：約100箇所）で記載しても良い。

担
当
階
の
損
傷
度

_____階（_____）箇所



※調査後、管理者に報告する。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・ラーメン構造〉

資料3-3

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(4) 被害最大階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
被害最大の階（階）	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている構造柱・構造梁が1本以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 大きなひび割れ（裂け目が2mm以上又は、深いひび割れ等）が多数あり表面のコンクリートも剥がれ落ちているが、鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱・構造梁が、全体の10%以上ある。 損傷個所本数 ① _____本 全体柱本数 ② _____本 損傷率 ①×②×100 _____% ・ 損傷率が10%以上ある。	 <p>2mm以上の深いひび割れ</p> <p>鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱</p>		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（5）落下物の調査へ移行する。 1つでも○がある場合は建物の使用不可。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・ラーメン構造〉

資料3-3

外部調査

内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(5) 落下物の調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間（余裕）や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。	 		○がある部屋は、危険なため使用不可

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。

「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

資料3-4

〈低層・壁式構造※〉 ※柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

外部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）：_____ 氏名：_____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・壁式構造〉

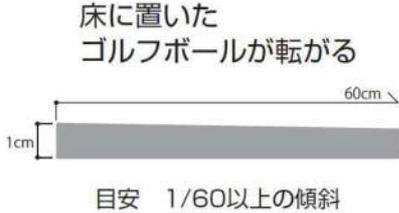
資料3-4

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等	
接 建 築 物 ・ 周 辺 地 盤 の 破 壊 に よ る 危	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構 造 軀 体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数力所ずつ調査する。	<p>床に置いた ゴルフボールが転がる</p>  <p>目安 1/60以上の傾斜</p>		危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次(3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称： _____

記入者： (所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・壁式構造〉

資料3-4

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(3) 各階のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
	各階の柱・梁の損傷	<p>① 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁※が1面以上ある。</p> <p>又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。</p> <p>※耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁</p>		
<p>② 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。</p> <p>損傷している耐力壁の延長</p> <p>① _____本</p> <p>全体の耐力壁の延長</p> <p>② _____本</p> <p>損傷率 ①×②×100 _____%</p> <p>・ 損傷率が10%以上ある。</p>				危険なため 建物の使用不可

<p>※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（4）落下物の調査へ移行する。</p> <p>1つでも○がある場合は建物の使用不可。</p>	施設名称：
	記入者：（所属） _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈低層・壁式構造〉

資料3-4

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(4) 落下物の調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間（余裕）や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可

※全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

資料3-5

〈中高層・壁式構造※〉 ※柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

外部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）：_____ 氏名：_____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・壁式構造〉

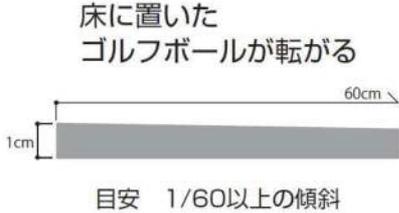
資料3-5

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等	
接 建 築 物 ・ 周 辺 地 盤 の 破 壊 に よ る 危	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構 造 軀 体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	床に置いた ゴルフボールが転がる 		危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ : ×」)は、第2次(3)各階の損傷度調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称 : _____
 記入者 : (所属) _____ 氏名 : _____
 連絡先 : _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・壁式構造〉

資料3-5

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第___回目チェック》 作成日時：___年___月___日___時___分

第2次

余震による危険性の調査

(3) 各階の損傷度調査

- ⑤ 各階の柱・壁のひび割れ及び損傷個所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について
⑥ 以降の調査に移行する。

※損傷個所

目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等、ひびが入っている柱1本（壁1面）は、1箇所として考える。

損傷個所が多い場合は、概数（例：約100箇所）で記載しても良い。

各階の損傷度

※次ページの「(3) 各階の損傷度調査（担当階）」（下記図）を使って各階で調査した結果を、右欄に記入します。



- _____階 () 箇所

※集計後、管理者が損傷個所の最も多い階（被害最大階）へ行き、第2次（4）⑥以降の調査を行う。
（損傷個所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること。）

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・壁式構造〉

資料3-5

外部調査

内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》

作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(3) 各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷箇所を数えます。

なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。

また、調査結果は「(3) 各階の損傷度調査」に記入します。

※損傷箇所

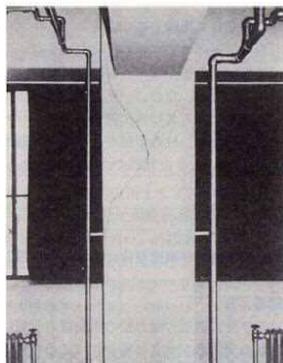
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等

ひびが入っている柱1本（壁1面）＝1箇所として数える。

損傷箇所が多い場合は、概数（例：約100箇所）で記載しても良い。

担
当
階
の
損
傷
度

_____階（ _____ ）箇所



※調査後、管理者に報告する。

施設名称：

記入者：（所属） _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・壁式構造〉

資料3-5

外部調査
内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(4) 被害最大階の損傷調査

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
	各階の柱・梁の損傷	<p>① 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁※が1面以上ある。</p> <p>又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。</p> <p>※耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁</p>		
<p>② 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。</p> <p>損傷している耐力壁の延長</p> <p>① _____本</p> <p>全体の耐力壁の延長</p> <p>② _____本</p> <p>損傷率 ①×②×100 _____%</p> <p>・ 損傷率が10%以上ある。</p>				危険なため 建物の使用不可

<p>※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（5）落下物の調査へ移行する。</p> <p>1つでも○がある場合は建物の使用不可。</p>	施設名称：
	記入者：（所属） _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造（RC・SRC造）

〈中高層・壁式構造〉

資料3-5

外部調査

内部調査

【災害時調査シート】

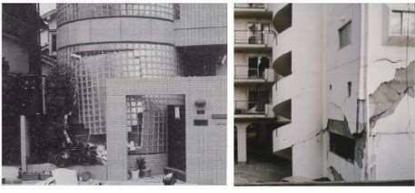
《第__回目チェック》

作成日時：__年__月__日__時__分

第2次

余震による危険性の調査

(5) 落下物の調査

	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間（余裕）や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。

「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第1次 外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

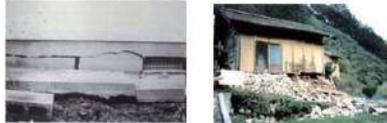
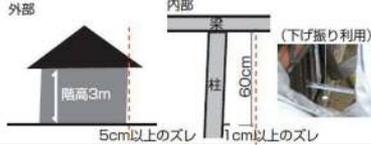
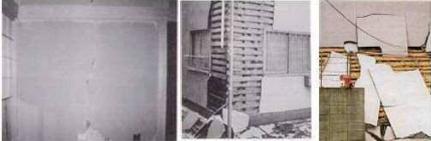
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	① 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	③ 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	④ 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑤ 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、 第2次 余震による危険性の調査へ移行する。	施設名称：
	記入者：（所属）：_____ 氏名：_____
	連絡先： _____

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

調査項目		被害例	はい : ○ ○の場合の対処 いいえ : × 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方へ傾いて倒れそうである。		危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。		危険なため建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 屋根、土台が上下方向へ一様でない変形をしている。 (屋根が波打っているようにえる)		危険なため建物の使用不可
	④ 基礎の損傷、又は土台との接合部が破壊している。		危険なため建物の使用不可
	⑤ 1階の階高に対する横ずれ(傾き)が1/60以上ある。 (下げ振り等を利用し確認)		危険なため建物の使用不可
	⑥ 建具にゆがみがある。 又は窓ガラスにひび割れがある。		危険なため建物の使用不可
	⑦ 塗り壁(モルタルやしっくい壁等)に、大きな亀裂やはがれ落がある。		危険なため建物の使用不可
	⑧ 壁の建材(ボードやパネル)が破壊、破損している。		危険なため建物の使用不可

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ:×」)は、第2次(3)落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称 : _____
 記入者 : (所属) _____ 氏名 : _____
 連絡先 : _____

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：__年__月__日__時__分

第2次 余震による危険性の調査

(3) 落下物の点検

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
屋根	① 瓦がずれている。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠がはずれたり窓ガラスが割れており、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③ 〔湿式壁(珪藻土やタイル貼)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④ 〔乾式壁(釘やビス止め等)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれがみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
その他	⑤ 看板・機器 (タンクやクーラー用の屋外機器など) が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間 (余裕) や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ : ×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい : ○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称 :
	記入者 : (所属) _____ 氏名 : _____
	連絡先 : _____

避難所運営のために必要な部屋・場所

必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
救護室	<p>応急の医療活動を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>保健室や医務室があれば利用</p>	<p><input type="checkbox"/>簡易ベッド</p> <p><input type="checkbox"/>応急救護用の用具</p>
感染症患者専用スペース	<p>感染症に罹患した人が利用。</p> <p><input type="checkbox"/>他の避難者の居住スペースと離れた場所や個室</p>	<p><input type="checkbox"/>簡易ベッド</p> <p><input type="checkbox"/>簡易トイレ</p> <p><input type="checkbox"/>手洗い場</p>
介護室 (ベッドルーム)	<p>介護が必要な人などが利用。</p> <p><input type="checkbox"/>運営側の目の届きやすい場所にある部屋を確保 (なければ、間仕切りやテントを利用)</p> <p><input type="checkbox"/>室内に車いすで相互通行できる通路を確保</p> <p><input type="checkbox"/>簡易トイレ(洋式)を設置し、まわりを仕切る。</p> <p><input type="checkbox"/>移動可能な間仕切りはおむつ換え時に利用</p>	<p><input type="checkbox"/>簡易ベッド</p> <p><input type="checkbox"/>段ボールベッド</p> <p><input type="checkbox"/>いす</p> <p><input type="checkbox"/>簡易トイレ(洋式)</p> <p><input type="checkbox"/>車いす</p> <p><input type="checkbox"/>おむつ</p> <p><input type="checkbox"/>ふた付ごみ箱 (<input type="checkbox"/>間仕切り) (<input type="checkbox"/>テント)</p>
要配慮者専用福祉 避難スペース(室)	要配慮者の状況に応じて、専用のスペースや個室を設置。	要配慮者の状況に応じ上記介護室を参考
医療・介護	<p>トイレ使用時に配慮が必要な人が優先的に利用。</p> <p><input type="checkbox"/>配慮が必要な人の優先的使用を表示。</p> <p><input type="checkbox"/>段差なく移動できる場所に、洋式トイレを設置。 (段差がある場合はスロープなどを設置して工夫する)</p> <p><input type="checkbox"/>介助者同伴や性同一性障害の人などが気兼ねなく利用できるよう「男女共用」も設置</p> <p><input type="checkbox"/>その他、災害時のトイレ対策も参照</p>	<p><input type="checkbox"/>仮設トイレ(洋式)</p> <p><input type="checkbox"/>簡易トイレ(洋式)</p> <p><input type="checkbox"/>テント</p> <p><input type="checkbox"/>間仕切り</p> <p><input type="checkbox"/>照明(投光機)</p> <p><input type="checkbox"/>トイレトペーパー</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール</p> <p><input type="checkbox"/>ふた付ごみ箱</p> <p><input type="checkbox"/>手すり</p> <p><input type="checkbox"/>蛇口のあるタンク</p> <p><input type="checkbox"/>流し台</p> <p><input type="checkbox"/>手荷物置き場</p> <p><input type="checkbox"/>鏡</p>
	<p>自力での歩行が困難な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅は 80cm 以上とる ・車いすで使える広さの確保 ・手すりがあるとよい 	
	<p>目の見えない人(見えにくい人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁伝いに移動できる場所や点字ブロックで誘導できる場所に設置 ・補助犬と利用できる広さの確保 ・音声案内があるとよい 	
	<p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ部位用の流し場 ・補装具・付属品を置く棚 ・下腹部を映す鏡などを設置 	
	<p>発達障害者(自閉症など)の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感覚の鈍さなどからトイレをがまんし、順番を守ることができない場合がある。トラブル防止策の検討が必要。 ・嗅覚が過敏で、においのきついトイレを使用できない場合は、簡易トイレ(ポータブルトイレ)の活用を検討 	
身体障害者補助犬同伴者用の場所	<p>身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所。</p> <p>動物アレルギーのある人などに配慮し、できれば個室を用意する。</p>	<p><input type="checkbox"/>毛布や敷物</p> <p><input type="checkbox"/>ペット用シーツ</p>

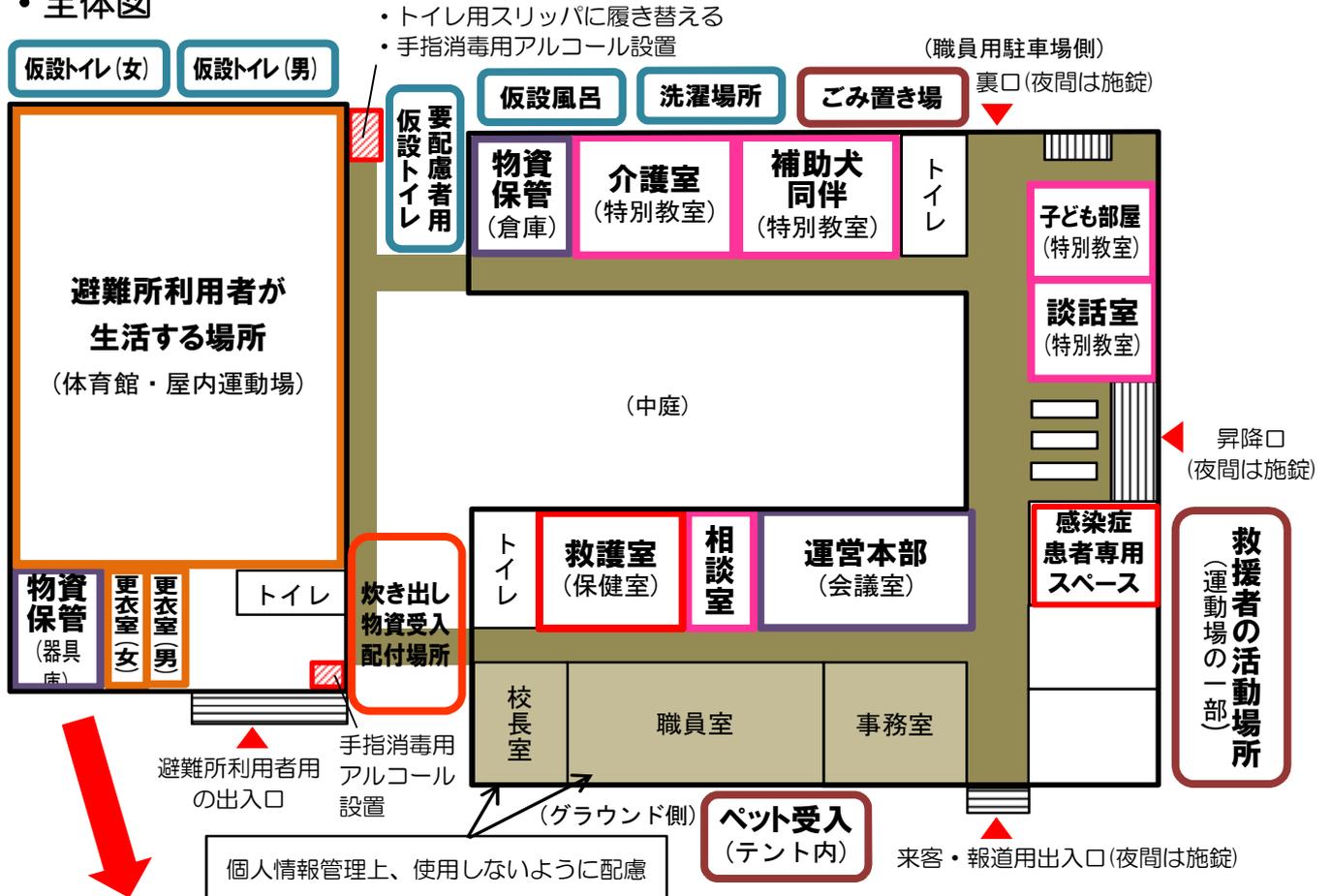
必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
災害用トイレ (仮設トイレ、簡易トイレなど)	施設のトイレが使えない場合などに設置。 <input type="checkbox"/> 男女別に設置 <input type="checkbox"/> 介助者同伴の人や性同一性障害の人が気兼ねなく利用できることに配慮し、男女共用も設置 <input type="checkbox"/> 夜も安全に使うことができるよう照明をつける <input type="checkbox"/> できれば足腰が弱い人も使えるよう洋式トイレを設置 <input type="checkbox"/> その他、 災害時のトイレ対策 を参照	<input type="checkbox"/> 災害用トイレ <input type="checkbox"/> 照明(投光機) <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> ふた付ゴミ箱 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> 防犯ブザー
更衣室	着替えなどで利用。(テントや間仕切りでの設置も可) <input type="checkbox"/> 男女別に設置	<input type="checkbox"/> テント) <input type="checkbox"/> 間仕切り)
手洗い場	避難所内の衛生環境の維持、防疫対策のため設置。 <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコールを設置 <input type="checkbox"/> 生活用水の確保後は、蛇口のあるタンクを設置し、流水とせっけんで手洗いできるようにする。 ・使用後の水は、できれば浄化槽や下水管に流す ・感染症予防のためタオルの共用は禁止 	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 蛇口のあるタンク <input type="checkbox"/> 流し台 <input type="checkbox"/> せっけん <input type="checkbox"/> ペーパータオル
風呂、洗濯場	生活用水、仮設風呂や洗濯機を設置 ・使用後の水は、できれば浄化槽や下水管に流す ・プライバシーに配慮した洗濯物干し場も決めておく <input type="checkbox"/> 男女別の物干し場を設置する	<input type="checkbox"/> 仮設風呂) <input type="checkbox"/> 洗濯機) <input type="checkbox"/> 物干し用の道具)
ごみ置き場	避難所で出たごみを一時的に保管する場所。 <input type="checkbox"/> 生活場所から離れた場所(臭いに注意) <input type="checkbox"/> 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所 <input type="checkbox"/> 清掃車が出入りしやすい場所	<input type="checkbox"/> ゴミ袋
ペットの受け入れ場所	飼い主とともに避難したペットのための場所。 <input type="checkbox"/> アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者の生活場所とは別の場所に受け入れる。(導線も交わらないよう注意) →施設に余裕があれば、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けてもよい。 <input type="checkbox"/> 敷地内で屋根のある場所を確保(テントも可) <input type="checkbox"/> ペットは必要に応じてケージに入れ、犬、猫など種類ごとに区分して飼育できるとよい。	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> ペット用ケージ <input type="checkbox"/> ペット用シート

生活環境

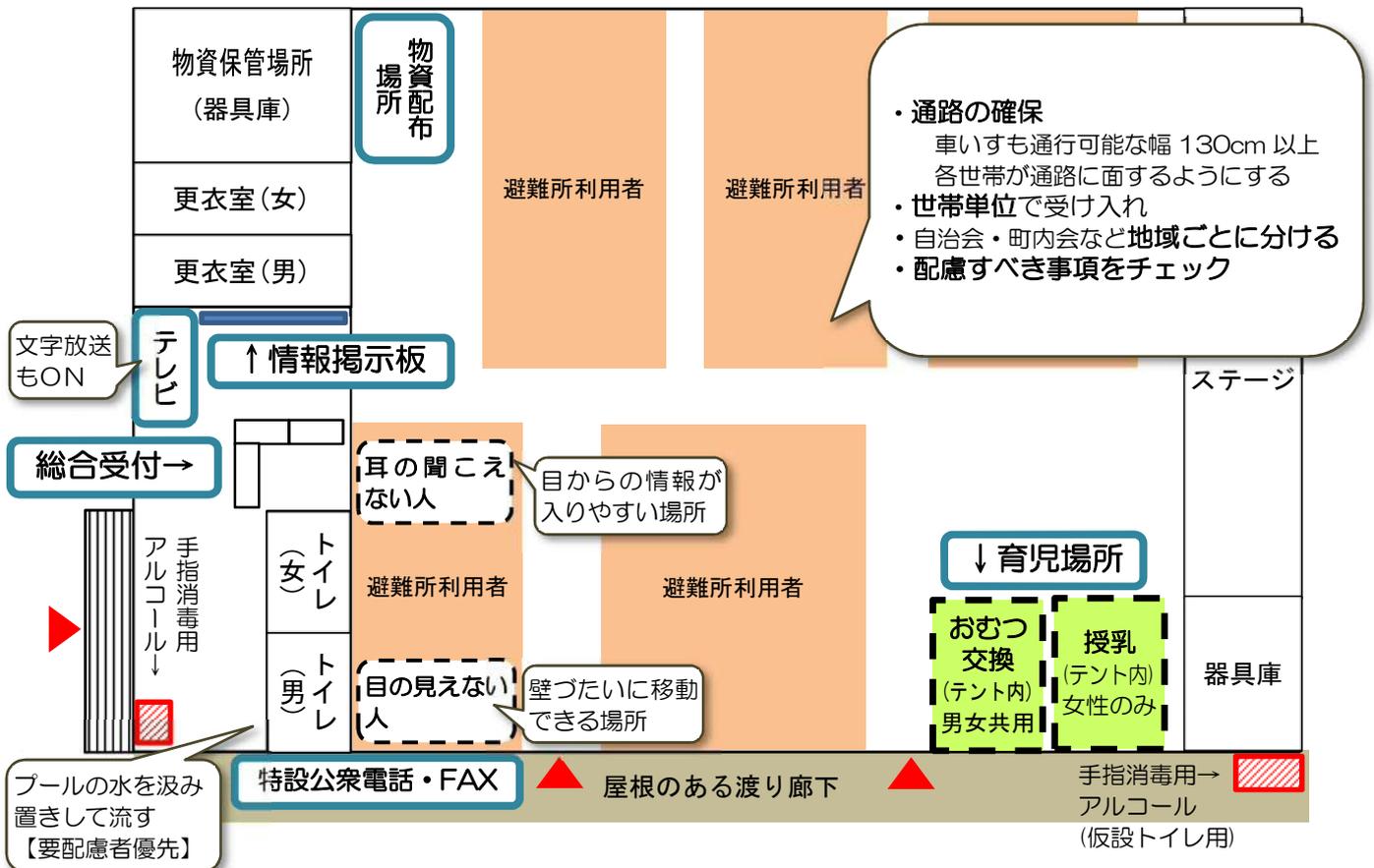
必要な部屋・場所		用途や設置のポイント	必要な設備
食料・物資	荷下ろし・荷捌き場所	運搬された物資などを荷下ろし・荷捌きする場所 □トラックなどによる物資の運搬がしやすい場所 □風雨を防げるような屋根がある場所	□台車・リヤカー
	保管場所	食料や物資を保管する場所。 □高温・多湿となる場所は避ける □風雨を防げるよう壁や屋根がある場所 □物資の運搬や配給がしやすい場所 □施錠可能な場所	□台車・リヤカー
育児・保育ほか	授乳室	女性用の更衣室を兼ねる場合は、移動できる間仕切りを設置。	□いす □間仕切り
	おむつ交換場所	乳幼児のおむつ交換のための場所。男女共用。 (大人のおむつ交換は、介護室で実施)	□机(おむつ交換台) □おしりふき
	子ども部屋	育児や保育(遊び場、勉強部屋)、被災後の子どものこころのケア対策のために利用。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □テレビを設置	□机 □いす □テレビ
	談話室	人々が集まり交流するための場所。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □テレビや、給湯設備があるとよい	□机 □いす □テレビ □湯沸し用ポット
運営用	避難所運営本部	避難所運営委員会の会議などで利用する。 運営側(当直者など)の休憩・仮眠室としても利用。 □生活場所とは別室に設置。	□机 □いす
	総合受付	避難所利用者の受付や相談窓口などを設置する。 □避難所となる施設の入口や生活場所の近くに設置。 (生活場所とは扉などで仕切れる場所がよい)	□机 □いす □筆記用具
	相談室(兼静養室)	相談対応や、パニックを起こした人が一時的に落ち着くために利用。(パニック対策には本人や家族の同意を得て、個室利用や福祉避難所への移送も検討) □個室に机、いすを設置(テントも可)	□机 □いす (□テント)
	外部からの救援者用の場所	自衛隊や他の自治体からの派遣職員、ボランティアなど外部からの救援者が利用 □外から出入りしやすい屋外の一部を確保(車両用) □必要に応じて、拠点となる部屋の確保	

レイアウト例(学校などの場合)

・全体図



・避難所利用者が生活する場所(体育館・屋内運動場)



東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例 （撮影：被災地支援で派遣された愛知県職員）



居住場所(体育館)

↑ 体育館を被災者の生活場所として使用。
プライバシーに配慮し、腰までの高さの段ボールで仕切りが設けられた。立ち上がると、内部を見渡すことができる。



総合受付(正面入口付近)

↑ 正面入口付近に設けられた総合受付。
本日の予定やイベントなどの情報が掲示されているほか、簡易郵便箱も設置されている。



医務室

↑ 総合受付の隣に設けられた医務室。
室内はテントで仕切られている。



キッズスペース(体育館ロビー)

↑ 体育館のロビーに設けられたキッズスペース。



炊き出し場所(屋外)

↑ 炊き出しは屋外のテント内で行われた。



洗濯場(屋外)

↑ 屋外の軒下に設置された洗濯機と乾燥機。
「ペットの衣類を入れないで」など、使用時の注意が書かれている。

災害時のトイレ対策

1 施設のトイレをチェック

- 室内が安全ではない
(落下物など危険個所がある)
- 便器が使用可能な状態ではない
(便座やタンクなどが破損している)

1つでもがあれば、**施設のトイレは使用しない!**
→災害用トイレ*を設置
(*仮設トイレ、簡易トイレなど)

- 下水が流れない
 - ・排水管から漏水する
 - ・汚水マスやマンホールからあふれる
 - ・上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる

でも、簡易トイレ(便器にビニル袋を付け、使用の度に取り換える)として対応することも可能。

- 水(上水)が出ない、または周辺が断水している

なら、2へ

すべての項目でチェックがなければ(安全で、上下水も使用可能)、施設のトイレを使用する

2 水の確保

- 近くにプールや河川があり、トイレの水(流し用*)として使用できる。

*手洗いには使わない

水が確保できなくても、簡易トイレ(便器にビニル袋を付け、使用の度に取り換える)として対応することも可能。

水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のトイレを使用する(使用の際は、「トイレを使うときの注意」を掲示)

3 トイレの設置

(1) トイレの数：以下の例を参考に、トイレの数の確保に努める。

区分	設置数の例	参考・出展
内閣府の ガイドライン	災害発生当初:1基/避難者約50人 避難長期化する場合:1基/避難者約20人	避難所におけるトイレの 確保・管理ガイドライン (H28.4) 内閣府(防災担当)
災害時の実例 (阪神・淡路大震災)	約75人に1基 (上記の数を設置したところ、苦情がほとんどなくなる)	避難所等におけるトイレ 対策の手引き(H26.4) 兵庫県、避難所等における トイレ対策検討会
一般的なトイレの 設置基準 (事務所の例)	男性用大便所:60人以内ごとに1個以上 男性用小便器:30人以内ごとに1個以上 女性用便所:20人以内に1個以上	事務所衛生基準規則

(2) 男女別に分ける

- ・ 男女別に区分けし、男性、女性のマークをつけて表示する。
- ・ 防犯上、可能であれば男性用と女性用は離して設置する。
- ・ 女性用にはサニタリーボックス(ふた付きごみ箱)を設置する。
- ・ できれば使用時間を考慮し、女性用のトイレの数を多めに設置する。
(女性用:男性用の割合は3:1目安)

(3) 要配慮者用トイレの設置

- ・ **避難所運営のために必要な部屋・場所**の「要配慮者用トイレ」欄を参考に、トイレの使用で配慮が必要な人専用のトイレを設置する。
- ・ マークなどを活用し、要配慮者が優先使用することを明確に表示する。

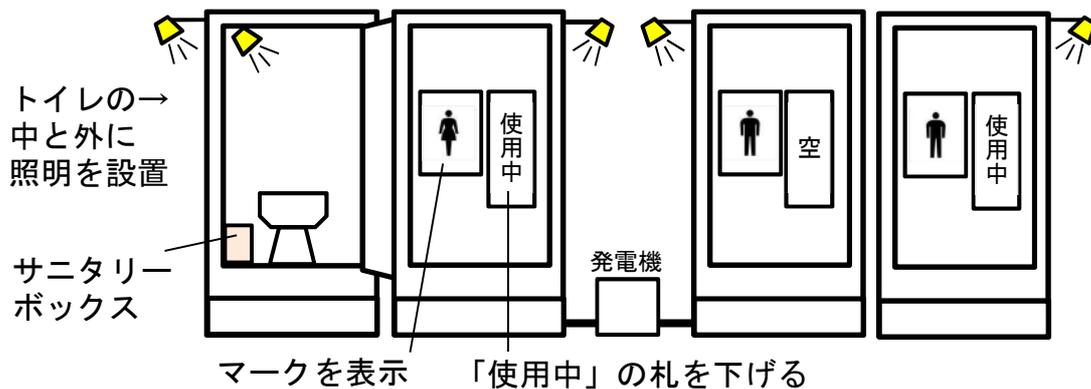
(4) その他

- ・ 安全面を考慮し、人目につきやすい場所に設置する。
- ・ 夜間でも使用できるようにトイレの内外に照明を設置する。
- ・ 防犯対策(個室は施錠可能なものとする。防犯ブザーを設置)を実施する。
- ・ 屋外なら、トイレを待つ人のための屋根や椅子を設置する。
- ・ トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する。
- ・ 「使用中」の札を下げる。



避難所に設置された仮設トイレ(東日本大震災:宮城県多賀城市の総合体育館)

<災害用トイレ(仮設トイレ)設置例>



4 トイレの衛生対策

(1) トイレトペーパーや生理用品、おむつの捨て方

し尿処理量を減らし、流す水を節約するため、使用済みのトイレトペーパーや生理用品、おむつは、専用のふた付きごみ箱(足踏み開閉式がのぞましい)に入れる。

ごみ箱からのにおいに注意し、ごみは定期的に処分する。

↓ふた付き



(2) トイレ後の手洗い

避難所内で感染症を広げないように、トイレ使用後の手洗いを徹底する。生活用水として使用できる水がある場合は、蛇口つきタンクを活用し、簡易手洗い場を設置する。

水がない場合は、ウェットティッシュや消毒用アルコールを使用する。

(3) トイレ用の履物

トイレの汚染を避難所利用者の生活場所に持ち込まないように、「トイレ用スリッパ」などを使用し、トイレの内外で履物を分ける。

(4) トイレの清掃

トイレの清掃は、避難所利用者自身が交替で毎日実施する。

(5) し尿の保管、管理

簡易トイレや仮設トイレなどでし尿が満杯になった場合は、市町村によるし尿の回収が始まるまでの間、避難所利用者の生活場所から離れた場所で、できるだけ密閉した状態で保管する。

このほか、避難所のトイレの確保・管理については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月内閣府(防災担当))も参考にすること。

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>

トイレを使うときの注意

既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- トイレトペーパーは便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。トイレに流すと詰まる原因になります。
捨てた後は、ゴミ箱のふたを必ず閉めてください。
- トイレを使ったら、バケツの水（流し用）で流してください。みんなが使う水なので、節水を心がけましょう。
- バケツの水（流し用）がなくなりそうなときは、気付いた人たちが協力して、水をくんできましょう。
- バケツの水（流し用）は手洗いには使わないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けた水（手洗い用）を使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- トイレの掃除は、避難所を利用する人全員が、当番で行います。当番表を確認し、協力して行いましょう。

トイレを使うときの注意 災害用トイレを使う場合

- トイレを使う前に、ノックや声をかけるなどして、中に人がいないか確かめてから入りましょう。トイレには、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- トイレを使ったら、便器のそばにあるレバーをまわして、排せつ物を均してください。（レバーつきの場合のみ）
- 和式トイレの上板（便器にまたがるところ）には、2人以上で乗らないでください。
介護が必要な方は、洋式トイレを使ってください。
- 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方などが優先的に使えるよう、なるべく和式トイレを使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- 排せつ物がたまってきたら、気付いた人が総合受付に連絡してください。（業者に汲み取りを依頼するため）

トイレの清掃当番がやること

装備

マスク、手袋、前掛けなど（使い捨てできるものを利用）

掃除 道具

ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニル袋、ゴミ袋、新聞紙などのいらぬ紙
消毒液（水1Lに台所用塩素系漂白剤24ml（キャップ1杯）を混ぜる）など

① 入口のドアや窓を開けて、換気する

② 汚物をとる

- ・ 汚物は新聞紙などで包んで取り、ビニル袋に入れる。
- ・ 汚物を入れたビニル袋に消毒液を入れて密封し、ゴミ袋に入れる。

③ 高いところから順番に、拭き掃除をする

④ 床掃除をする

⑤ 個室や便器の掃除をする

- ・ 消毒液で濡らしたぞうきんなどで、汚れの少ない場所から順に拭く。
（例：便座→ふた→タンク→便器の外側）
- ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があればバケツなどの水で流す。（例：和式では2～3Lの水を上から勢いよく流し込む。）
- ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内にかけて、数分後に水で流す。

⑥ 人の手が触れる部分の掃除する

- ・ ドアノブ、手すり、水洗レバーなど人の手が触れる部分を、これまでの手順で使用していない消毒液で濡らしたぞうきんなどで拭く。
- ・ 手洗い場の水アカなどをふき取る。

⑦ 消耗品の補充・設置

- ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ゴミ袋に入れる。
- ・ トイレトペーパー、消臭剤、手洗い用の消毒液などを補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛けなど着用していたものをごみ袋に入れ、トイレから出たごみと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマットなどで靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石けんで1分間、よく手を洗う。（指先、指の間、親指のまわり、手首などを念入りに！）水がない場合は手指消毒用アルコールを使う。
- ④ うがいをする。

トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二重にして持ち運び、他のごみと混ざらないように注意する。（トイレ用のごみ置き場は予め決め、わかるようにしておく。）

南知多町における『避難所生活での共通理解』について（案）

「避難所の生活における共通理解（ルール）」は次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

※避難所設定後、本案を基に避難所運営委員会で検討・決定の上、『避難所生活での共通理解』を速やかに掲示することとします。

南知多町災害対策本部

- 1 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織すること
 - 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うこと
 - 委員会の運営組織として、「総務班」「総務班（名簿係）」「連絡・広報 班」「食料・物資班」「保健・衛生班」「要配慮者支援班」「施設管理班」「屋外支援班」「外部支援受入班」「在宅避難者等支援施設（班）」の計 10 班を避難者で編成すること
- 2 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖すること
- 3 避難者は、登録など以下のとおりとすること
 - 家族単位で登録すること
 - 避難所の入退出時は申告すること
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡すること
 - 犬、猫など動物類を居住スペースに入れることは禁止とし、ペットは責任をもって飼い主が世話をすること
- 4 校長室、職員室、保健室、理科室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋は、居住スペースにしないこと
レイアウトが決定している避難所はレイアウトを基に避難所運営を行い、変更する場合は委員会で検討・決定すること
 - 利用する部屋の移動を行う際はみんなで協力をすること
 - 教室等を利用するときには、室内にある物品などを壊したり、許可なく移動させないこと
- 5 食料、生活物資の配給は委員会で決定し、配給すること
 - 特別な事情及び要望の場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこと
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行うこと
 - 食事の片づけはみんなで行うこと
- 6 消灯は、夜 時とすること
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とすこと
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとすること
- 7 放送は、夜 時で終了すること（音響機器が使用可能な場合のみ）

- 8 電話は、午前 時から夜 時まで、受信のみを行うこと
- 電話を受信した場合、呼び出しを行い、伝言を伝えることとする
 - 特設公衆電話は、安否確認・緊急用とする。(1人3分までとする。)
 - スマートフォン充電の順番を守る、夜間の使用はマナーモードとするようにこころがけること
- 9 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交替で行うこと
- 清掃時間、トイレの使用ルールなどは、「保健・衛生班」が検討し、委員会で決定すること
 - トイレは汚したら自分で掃除すること
- 10 飲酒・喫煙の可否は、委員会で検討する。可能とする場合は、飲酒者及び喫煙者でルールを設定すること。(例：場所・時間を守り、掃除は飲酒者及び喫煙者が行う、トラブルが起きたら飲酒及び喫煙場所を閉鎖するなど)
- 11 裸火(ガスコンロ、ガスバーナー等)の個人使用は厳禁とすること
- 12 ゴミは分別して指定された場所に出すこと
- 13 毎日 時に避難スペースなどの清掃を行うこと
- 14 各種伝達情報は、避難所の掲示板に張り出すこと
(可能な限り朝昼晩等)定期的に情報は更新すること
- 15 病気・体調不良者は申し出ること
- 16 早い時期から体操の時間を作るように心がけること
- 17 女性の更衣室に見張り番を置くようにすること
- 18 感染症予防のために「土足禁止」を遵守すること
- 19 避難者の皆さんに心掛けてほしいこと
- 自分のライフスタイルを人に押し付けない
 - 責任者の指示に従う
 - お互い協力し合う
 - 子どもや高齢者へ配慮する
 - 必ず挨拶をする、お礼、ねぎらいの言葉をかける
 - 必ず一人ひとつは役立てることをする
 - 譲り合い、思い合い、気遣い、分かち合い、自分でできることは自分で、人への目配り・気配りを大切に
- 20 屋外避難者の皆さんも上記の共通理解を守ること

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

避難所運営委員会 規約（案）

（目的）

第1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難所利用者で編成する「（避難所利用者）組」の代表者
- 二 避難所で具体的な業務を運営する班（運営班）の代表者
- 三 行政担当者
- 四 施設管理者
- 五 その他委員会で承認された者

2 前項の規定にかかわらず、（避難所利用者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、継続的に活動するボランティア団体のリーダーなどが委員会に出席し意見を述べることができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前.....時と午後.....時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、連絡・広報班、食料・物資班、保健・衛生班、要配慮者支援班、施設管理班、外部支援受入班など必要な班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長.....名を置く。

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

3 避難所利用者の半数を占める女性の要望などを的確に把握するため、会長、副会長のいずれかは女性から選出する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、総合受付での各種手続きや問い合わせ対応、避難所内の配置計

画や避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、市町村災害対策本部への連絡など、避難所運営全般に関することを行う。

- 2 総務班は、避難所開設時に避難所利用者を登録するため、「名簿係」を編成する。
- 3 名簿係は、避難所利用者の名簿管理、利用者数の把握、安否確認などへの対応を行う。
- 4 名簿は、避難所に入所した者だけでなく、車中やテントで生活する者、避難所以外の場所に滞在する被災者など避難所を利用する者について、世帯ごとに作成する。

(連絡・広報班の業務)

第7 連絡・広報班は、避難所内外の情報収集・伝達・発信や取材対応などを行う。

- 2 情報の伝達・発信の際には、避難利用者の事情に合わせて複数の手段を組み合わせるなどし、避難所利用者全員に伝わるようつとめる。

(食料・物資班の業務)

第8 食料・物資班は、食料・物資の調達・受け入れ・管理・配給や炊き出しに関することを行う。

- 2 食料・物資班は、避難所に入所した者だけでなく、車中やテントで生活する者、避難所以外の場所に滞在する被災者など避難所を利用する者についても等しく食料・物資を配給する。
- 3 食料・物資は、公平性の確保に最大限配慮し、(避難所利用者)組ごとに配給する。ただし、高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、女性、子ども、外国人、性的マイノリティなど災害時にとくに配慮を要する人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に配給を行う。
- 4 食料・物資班は、不要な物資が届いた時は、受け入れを拒否する。

(保健・衛生班の業務)

第9 保健・衛生班は、避難所内のトイレ・ごみ・水(生活用水)の管理などの衛生管理や、医療救護・健康管理、ペットに関することを行う。

(要配慮者支援班の業務)

第10 要配慮者支援班は、高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、女性、子ども、外国人、性的マイノリ

ティなど、災害時にとくに配慮を要する人の支援や対策を行う。

2 要配慮者支援班は、要配慮者の支援について、他の運営班に助言を行う。

(施設管理班の業務)

第 11 施設管理班は、施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策を行う。

(屋外支援班の業務)

第 12 屋外支援班は、車中やテントで生活する者や、避難所以外の場所に滞在する被災者について、情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理などを行う。

(外部支援受入班の業務)

第 13 外部支援受入班は、ボランティアや NPO など専門家、医療、福祉、介護の職能団体などの人的支援の受け入れや管理を行う。

(その他)

第 14 この規約にないことは、そのつど、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

ペットの飼い主の皆様へ

ペットの飼育について

避難所では、多くの人達が共同で生活しています。

避難所でペットを飼育するためには、次のことを守ってください。

- ・ ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。
 - ・ ペットは指定された場所に必ずつなぐか、檻（ケージなど）の中で飼ってください。
 - ・ ペットの飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要にに応じて消毒を行ってください。
 - ・ ペットの食料は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
 - ・ ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
 - ・ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末をしてください。
 - ・ ノミの駆除に努めてください。
 - ・ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
 - ・ 飼育困難な場合は、動物救護本部に相談してください。
- 動物救護本部の連絡先 () -
- ・ ペットの関係で、他の避難所利用者との間でトラブルが生じた場合は速やかに総合受付までご連絡ください。

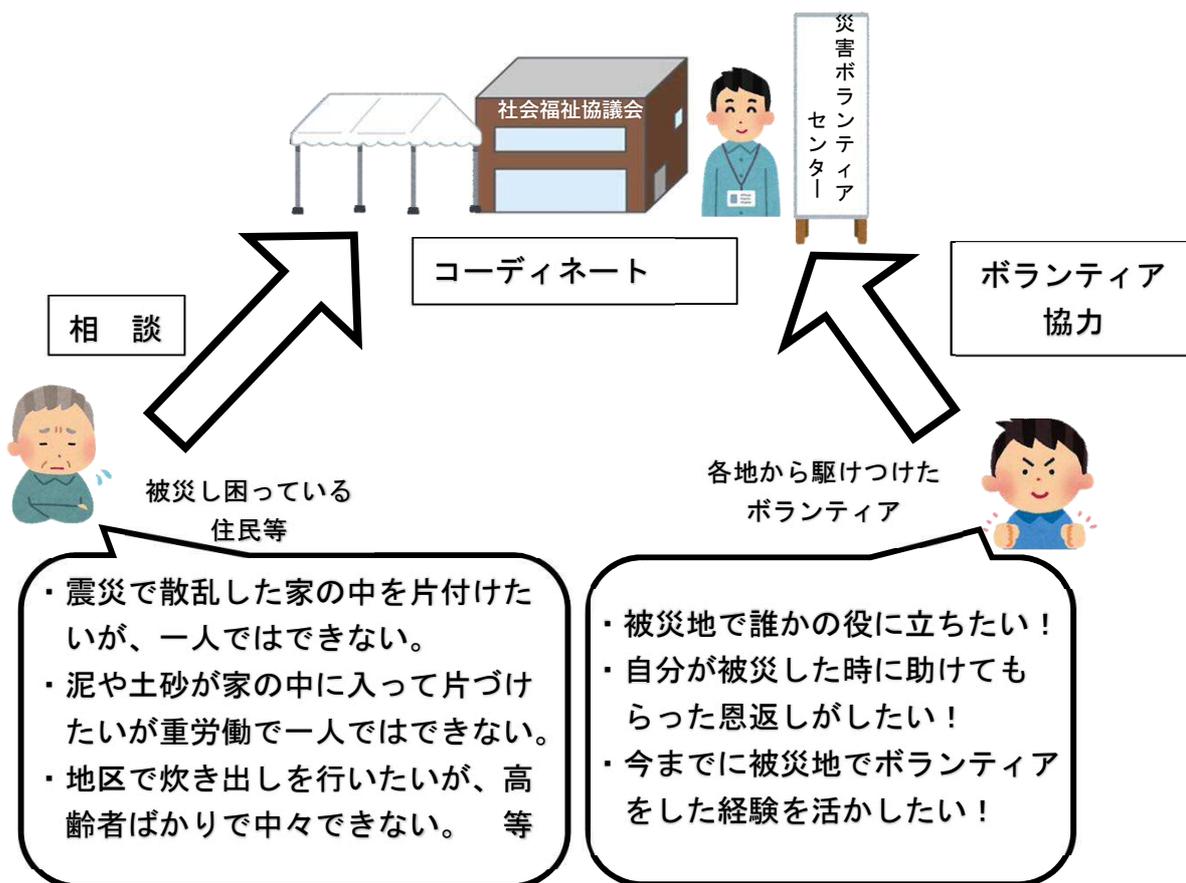
避難所生活の一日の流れ（参考）

時刻	イベント
午前6時00分	起床時間
午前7時00分	朝食
午前8時00分	避難所運営委員会の開催 ・今日の予定の確認等
午前8時00分	当番によるトイレ掃除・ごみ処理（朝）
午前8時50分	拠点避難所以外の避難所は、避難場の状況を地区の拠点避難所へ報告する
午前9時00分	拠点避難所は、地区内の各避難所の状況を取りまとめて災害対策本部へ報告する
午前10時	災害対策本部は、連絡・広報事項等を拠点避難所に周知する
午前10時30分	拠点避難所は、災害対策本部からの連絡・広報事項等を避難者や周辺の各避難所へ周知する
正午	昼食
午後1時00分	当番によるトイレ掃除・ごみ処理（昼）
午後6時00分	夕食
午後7時00分	避難所運営委員会の開催 ・一日の出来事、トラブル等の報告 ・翌日の報告の準備 ・翌日の予定の確認等
午後7時30分	当番によるトイレ掃除・ごみ処理（夜）
午後9時00分	就寝時間
午後10時00分	消灯時間

※ 毎日のタイムスケジュールは、話し合いで決め、避難所の運営ルールとして反映させてください。

南知多町災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンター(「災害VC」と略されることもあります。)は、大規模災害が発生した際に、被災した地域・地域住民を支援したいと駆け付けるボランティアの力を有効に活用するために、支援を必要とする人と活動を希望する人をコーディネート(調整)する役割や被災地域の復興支援に取り組む活動を行います。



他にも、災害ボランティアセンターでは次のような活動を行います。

- 被災された方、被災した地域の現状をできるだけ細かく把握・整理する。
- 災害ボランティアに関する情報収集、情報発信。
- 行政や関係団体、関係機関との連絡調整。

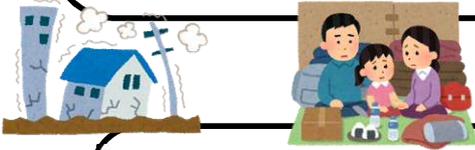
災害ボランティアセンターの設置基準や設置場所は？

- 南知多町が災害ボランティアセンターが必要と判断した場合、もしくは、南知多町社会福祉協議会が必要と判断し、南知多町に設置の要求をした場合に設置されます。
- 災害ボランティアセンターの運営は、南知多町社会福祉協議会です。
- 設置場所は、原則、南知多町社会福祉協議会がある「南知多JA会館」に設置されます。

実際に災害ボランティアセンターへ寄せられた相談内容事例

地震災害

- ・屋根から落ちた瓦の撤去を手伝ってほしい。(茨城県神栖市災害VC)
- ・乳児のいる家庭へ入浴用のお湯を届けてほしい。(茨城県神栖市災害VC)
- ・屋根のブルーシートかけを手伝ってほしい。(大阪府枚方市災害VC)
- ・本棚や食器棚等大型家具の搬出を手伝ってほしい。(大阪府枚方市災害VC)
- ・避難所の手伝いや話し相手をしてほしい。(新潟県柏崎市災害VC)
- ・災害ごみの撤去と分別や片付けを手伝ってほしい。(新潟県柏崎市災害VC)



河川の氾濫、台風や大雨等からの水

- ・庭や床下に入ってきた土砂を撤去してほしい。(福岡県嘉麻市災害VC)
- ・床上浸水した為、家内に残っている水のかき出し作業をしてほしい。
(青森県むつ市災害VC)
- ・水に浸かった畳の撤去を手伝ってほしい。(青森県むつ市災害VC)



※市町村の大きさや、地域の特徴によって、寄せられる相談は大きく異なり、
ここで掲載させていただいた相談内容は、被災者が相談した内容のほんの一部です。

災害ボランティアセンターが設置された場合のお知らせ方法

- 南知多町役場HPでお知らせ。
- 南知多町社会福祉協議会HP、SNSでのお知らせ。
- チラシを配布しお知らせ。
- 防災無線でお知らせ。
- 他、メディアや県社協HP等でお知らせ。



南知多町
社会福祉協議会HP



南知多町社会福祉協議会
Instagram

災害ボランティアセンターに関するお問合せ先
南知多町社会福祉協議会
電話 65-2687 f a x 65-2913
E m a i l : info@minamichita-shakyo.jp